

第3回軽米町議会臨時会

平成27年8月3日（月）
午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
総務課	長	日山充君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	佐藤暢芳君
議会事務局	主任主査	橋本邦子君
議会事務局	主査	鶴飼義信君

◎開会及び会議の宣告

- 議長（松浦求君） ただいまから、第3回軽米町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は、14人です。
定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

(午前10時03分)

◎諸般の報告

- 議長（松浦求君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。
本日付で、町長から議案3件の提出がありました。
いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。
7月31日、午前11時から、議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は、本日1日間とし、議案3件については、本会議場で審査することで協議が整った旨、議会運営委員長から報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松浦求君） これより、本日の議事日程に入ります。 (午前10時04分)
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、5番、上山勝志君、6番、館坂久人君の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（松浦求君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
○議長（松浦求君） おはかりします。
本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

- 議長（松浦求君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎議案第1号から第3号 上程 説明 質疑 討論 採決

○議長（松浦求君） 日程第3「議案第1号 軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。「議案第1号 軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」総務課長 日山充君。

[総務課長 日山充君 登壇]

○総務課長（日山充君） それでは、議案第1号の提案理由の説明を申し上げます。議案第1号は、軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事の請負に関し、次の通り契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の内容ですが、工事名は、軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事です。工事場所は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割3番地内。現在の役場職員駐車場になります。契約金額は、1億193万400円で内訳は、議案書に記載のとおりです。請負者は、住所 岩手県盛岡市本町通3丁目20番6号。名称 北日本通信株式会社 代表取締役 阿部昭典です。それでは、工事の概要について、説明したいと思います。別冊4枚つづりの資料をご覧ください。よろしいでしょうか。工事概要でございます。当該工事は、岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用し概ね100%の補助金により事業を実施するものでございます。なお、今回の予算につきましては、3月の定例議会において提案いたしました平成27年度予算に計上して、ご議決いただいているものでございます。工事概要といたしましては、太陽光モジュール、これは、太陽光パネルでございますが、それが、資料を訂正願いたいのですが、40キロワットになっていますが、40キロワットアワーとwの次にhを加えていただきたいです。40キロワットアワー以上、蓄電地が35キロワットアワー以上から構成され、発電状況、電力消費状況に応じて、より利便性の高い電力利用ができる機能を有します。系統電力が平常の際には、太陽光発電が優先して総負荷、いわゆる役場が使う総電力を、発電量が間に合えば太陽光を優先して使います。そして、余った余剰電力は、蓄電池に充電されるというものでございます。また、災害時、停電時の系統電力異常時には、系統連携規定に従いシステム全体をいったん停止、再起動後の太陽光発電・蓄電池から特定負荷に対して、電力供給が開始されます。特定負荷と言うのは、必要最小限、役場の事務室等の蛍光灯が2灯程度、後は、パソコンが使えるものを特定負荷と言っております。なお、特定負荷の中身になりますが、資料の2枚目に非常用照明の台数と記載してありますが、これが特定負荷の証明です。3枚目には、非常用コンセント箇所数が記載してございますが、これもパソコン等を起動するためのコンセントとして、この部分が特定負荷と設定しております。それ以外の電力につきましては、一般負荷とお考えいただければよろしいかと思っております。それで、本工事で導入する太陽光モジュールが最大発電された場合、現在庁舎に設置されている蛍光灯40ワットのものが、2つと言うのが一般的でございますが、それで想定すれば、1時間あたり約500本の電気が使えるという、パソコンであれば、6

66台分を使える電力に相当します。軽米町役場の中で、現在パソコンは155台程度あります。さらに導入量把握シートから非常時（停電時）の1時間あたりの特定負荷消費電力量は、5.9キロワットとなり蓄電池に蓄電された電力だけを消費した場合は、各課の非常用照明とパソコン用電力を6時間使用することが出来ます。なお、この蓄電池ですが、通常時は、電力をためるだけで、使うことが出来ません。停電になった時以外は、蓄電池から電力を使うことが出来ないものだと思います。もうひとつ、この補助事業では、発電であまった電力を売電することが出来ないという事業になっております。もったいない事ですが、余った電力は、そのまま捨てることとなります。次に停電時の部屋ごとの非常用照明の台数、コンセントの数は、さきほど説明したとおり、別紙をご覧くださいと思います。蓄電池の設置個所ですが、議会棟が立っております役場職員の通用口が現在車庫になっておりますが、その車庫が全部、蓄電池と地中熱の暖房設備の増圧ポンプの部屋になります。いずれ、あそこの駐車場は、車庫としては、使えなくなるということだと思います。次の工種ごとの工事概要という事で、中身の電気設備工事から建築工事までそれぞれの工事の内容の説明がございますので、そのところは、後ほどご覧いただきたいと思います。いちばん最後に4枚目の図面を見ていただきましたのですが、太陽光パネルの設置箇所と配線の関係を示したものでございます。字が小さくて見えにくいのですが、太陽光パネルの長さ、46.2メートルでございます。奥行については、基礎部分は、4メートルですが、パネルの幅を加えますと5.3メートル、高さ、傾斜しておりますが、手前の所が、だいたい2.7メートルというふうになっております。工事の概要については、以上でございます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松浦求君） 提案理由の説明が終わりました。これから、議案第1号に対する質疑を行います。質疑は自席で、答弁は答弁席でお願いします。質疑ありませんか。12番 古舘機智男君。
- 12番（古舘機智男君） これは、3月定例議会で可決されたもので、議案の中でもその後に出された新人議員の為にも、財源内訳なども含めて説明を願いたいという申し入れもしてありますが、改めて、財源内訳等についても太陽光も次の議案の地中熱も含めてもいいのですが、お願いします。
- 議長（松浦求君） それでは、総務課長。
- 総務課長（日山充君） 古舘議員のご質問にお答えします。財源内訳という事でございます。太陽光発電設備に関しましては、別冊の資料の中もおおむね100%というお話しをさせていただいております。国の補助金ではございますが、県を経由いたしまして岩手県の補助金という事で、予算書上は、100%見込んでおります。ただ、工事の中身によりましては、補助対象にならない部分が若干出てくる可能性がありますので、概ね100%と申し上げておきます。次の議案第2号で申し上げる地中熱暖房システムの建築工事でもご説明申し上げますが、こちらにつきましては、熱源対策の工事の部分が100%の補助になりますが、庁舎のほうの配管ですとかダクトとかという部分は、補助対象になりませんので、一般単独事業債で対応させていただきます。地中熱暖房の財源の内訳は、概ね60%が国庫補助、その他の40%が一般単独事業債を活用させていただくという事になります。以上でございます。
- 議長（松浦求君） ほかに質疑ありませんか。11番 細谷地多門君。

○11番（細谷地多門君） 太陽光発電の直接のものではないが関連して、この前まで、駐車場だったところを、文化財の遺跡の調査を毎日のようにやっていたが、それは、全部終了という事で、あの作業によって何がどのようになったのか、おおよそ、これぐらいだろうという事で、埋戻しをしたのか、未だ関連した部分が残っているのか、詳しく聞かせてください。新しい発見というのがあったのか、町民には、いつごろ、結果というか成果をお知らせいただけるのか。そちらも併せてお答えください。

○議長（松浦求君） 総務課長。

○総務課長（日山充君） 細谷地議員のご質問にお答えしたいと思います。今回の埋蔵文化財の調査ですが、限られた範囲で掘らせていただいておりますが、工事の際に60センチメートル以上深く掘り下げるもののみ調査を実施しております。それで、他にもまだあるかもしれないのですが、今回の工事でまだ、60センチメートル以上掘り下げない部分については、今回の調査からは、外しておりますので、その調査は行っておりません。いずれ、なかには、埋蔵文化財の調査の区域がございますので、何か掘削をしなければならない事業がでた場合には、また改めて埋蔵文化財の調査をしなければならないと聞いております。今回の調査の結果で何か出たのかという事は、教育委員会のほうから報告を受けておりませんので、その部分については、次の機会にでも教育委員会のほうから報告して頂ければと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（松浦求君） 7番 茶屋隆君。

○7番（茶屋隆君） 山車小屋がありますが、その所に除雪をするという事でしたが、山車小屋は撤去しなければならないと理解すればいいですか。その辺は、どのように対応されるのか。

○議長（松浦求君） 総務課長。

○総務課長（日山充君） 茶屋議員のご質問ですが、図面を見ていただきたいのですが、あそこに3つですか、小屋があるんですが、2つは、そのまま残るような形になると思います。もうひとつについては、山車団と相談しながら、あまり不便にならないような形に対処させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松浦求君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） なければ、質疑を打ち切りたいと思います。

○議長（松浦求君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 異議なしと認めます。よって、「議案第1号 軽米町役場庁舎太陽光発電設備等設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第2号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。「議案第2号 軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」総務課長 日山充君。

[総務課長 日山充君 登壇]

○総務課長（日山充君） 議案第2号の提案理由の説明を申し上げます。議案第2号は、軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事の請負に関し、次の通り契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。契約の内容ですが、工事名は、軽米町役場庁舎等地中熱暖房システム建設工事です。工事場所、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地内です。契約金額、4億498万9,200円で内訳は、議案書に記載のとおりです。請負者は、住所、岩手県盛岡市仙北2丁目9番4号。名称、株式会社太平エンジニアリング盛岡営業所 所長 小野寺弘です。工事の概要を説明したいと思います。さきほどと同じような資料がございますので、そちらをご覧くださいと思います。役場庁舎は、昭和53年に竣工し36年が経過し、特に暖房設備の老朽化が著しく改修が必要となっています。また、昨今の温暖化・OA化等により夏期の庁舎内の室温は異常に高温であり、併せて冷房設備の整備も急務となっています。以上のことから、岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業を活用し、地中熱を利用した役場庁舎及び農村環境改善センターの冷暖房設備を新設するものです。補助事業の対象は、地中熱熱源設備に該当する工事で概ね全体工事費の60%の部分が100%の補助となり、それ以外の工事につきましては、起債を充当する予定となっております。工事の概要といたしましては、地中約90メートルの地中熱交換井戸12か所及び地中約80メートルの揚水井戸3か所から地中熱を採熱し、機械室棟に設置する大型の地中熱ヒートポンプ1台により熱交換を行い、役場庁舎棟及び農村環境改善センター棟全館の冷暖房設備を整備するものです。空調設備工事に伴って各階の天井を解体することから、天井の復旧工事に合わせて照明約300台をLED化する予定となっております。なお、ランニングコストにつきましては、年間約200万円の縮減を想定しております。工種ごとの工事概要につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。3枚目の図面をご覧くださいと思います。大変と字が小さいので、補足で申し上げますが、赤の四角の枠があると思いますが、これが地中熱交換井戸でございます。12か所ございます。青枠で覆っている部分が、揚水井戸でございます。今回の地中熱の利用に関しまして、軽米小学校は、熱交換の井戸だけで対応しておるんですが、今回は、井戸水自体の熱を使えるという事で、ハイブリット方式というそうですが、井戸水の熱と地中熱交換用の井戸で循環用の不凍液を回したものの熱を利用するという事になるそうです。役場庁舎に近いところで、黒

く網を掛けたところが蓄熱槽という熱をためるところだそうです。以前の法務局側の所は、地中熱の機械室という事になります。そこからそれぞれ配管し議会棟に持ってきて職員玄関向いの車庫のポンプに持っていくという事になります。今回、暖房設備なのですが、天井から吹き出しをする形、スタイルになります。ただ、議会棟と農村環境改善センターの1階の大会議室に関しては、いままでどおり下からの吹上げ方式となります。概要については、以上でございます。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松浦求君） それでは、質疑をうけたまわります。質疑ございませんか。12番古館機智男君。
- 12番（古館機智男君） 耐用年数、太陽光パネルの場合は、25年と言いますが、ヒートポンプの本体が基本的なものだと思うのですが、半永久的なものなのか、だいたいの耐用年数がどのようなものになっているのか、それについて、全体としては、200万円の削減が出来るというのですが、その後短いとあまり意味が無くなったりすると思うし、どのように算出されているのか。
- 議長（松浦求君） 総務課長 日山充君。
- 総務課長（日山充君） 申し訳ございません。耐用年数の部分については、今、資料を持ち合わせてございませんので、ちょっと時間を戴ければ、すぐに調べて参りますが、よろしくお願いいたします。
- 議長（松浦求君） それでは、休憩いたします。

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時35分)

- 議長（松浦求君） 再開します。先ほどの質問に対してお答えいたします。総務課長 日山充君。
- 総務課長（日山充君） 耐用年数のご質問にお答えしたいと思います。井戸につきましては、耐用年数20年、機械設備に関しては、耐用年数15年という事だそうですが、一般的にはもっと持つそうです。機械についても20年は持つという事だそうです。井戸についても、20年という事はないのかなと思っております。
- 議長（松浦求君） 12番、古館機智男君。
- 12番（古館機智男君） 印象としては、随分短いなという感じがします。基本的な本体の関係もあるでしょうけれども、例えば、耐用年数が経過すれば、もう使えなくなるのか、延命措置がいろんな形で安価な形でできるのかどうか、この工事そのものが莫大なお金がかかっている、たった20年位で、使えなくなるとなれば、ある意味では、10年で2,000万円で、20年で4,000万円で費用が莫大に係るわけですが、原子力設備も延命するために費用をたくさん掛けながら何十年と使うのもありますが、あれは、危険で大変だなと思うんですが、ヒートポンプなんかの場合は、ある意味では、原理的なものでは、高いものでもありませんし、延命、メンテナンスの関係で、最長どのくらい使えるのかなということなんかを視野にいれたうえでの予算措置でないと、本当の意味で契約にいたるには、不十分でないかなと思うのですが、私の感想ですが、どのように考えているのか。
- 議長（松浦求君） 総務課長 日山充君。

○総務課長（日山充君） 古館議員のお考えという事ですので、私も私の考えで申し述べさせていただきますけども、今回実施する工事に関しましては、暖房設備がまったく使えない状態です。ですから、この事業を導入しなくても、いずれ工事はしなければならない。今回、熱源として、ほぼ100%の補助金をいただいて工事ができるということで、今回の事業導入を検討したものでございます。これがなければ、いままでどおりのシステムで、全く新しいボイラーを取り換え、配管設備をやり直して、それには、何の補助事業もございませんので、一般単独債なりで施工していかなければならないという事でございます。はっきり言って、補助事業がなければ、とても効率的なものではないと、古館議員のおっしゃる通りですが、今回、国から補助をもらって熱源のほうで100%の補助を貰えるのであれば、そこの200万円が、町としては、大変有効なものになるのではないかなと考えてございます。

○議長（松浦求君） 12番 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 同じような観点からですが、副町長が前は振興局にいらして、そういう意味で、再生可能エネルギーの100%の補助で使用して、低炭素も含めた、自然再生可能エネルギーを大いに活用するという手があると思うのですが、いっぽうでは、財政の効果というのにも含まれていると思うのですが、そういう意味で補助金を町村に配分するとか、検討するとかの立場でもいままで仕事をなさっていたと思うのですが、このような補助事業は、補助金が100%だからだけれども、100%でなければやりませんよという感じのものは、とらえ方でいったら自治体もある意味、無責任なところもあるような気がしますし、これからの再生可能エネルギーの取組の問題、国、県の考え方なんかは、説明する中身として、考えをお聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松浦求君） 副町長 藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 古館議員のご質問について、私の所感を述べさせていただきます。私は、行政経験36年間やってまいりました。そのうちで、35年間は林業のプロパーでしたので、残り1年間だけ二戸のセンターで、広域の行政、当然、この町も担当してまいりました。その中で、知識ももうしわけないのですが、それほどなのですが、県全体の流れといたしましては、また、国全体の流れといたしまして、やはり、人間生活にとって、エネルギーというのは、なくては生きられないという事で、戦後は私も、木炭やまきを使ってまいりました。小学校あたりで初めて石油ストーブが入りました。そして、それから約40年、ずっと化石燃料を使ってまいりました。そういった中で、非常にいま、シェールガス、シェールオイルというあらたな供給先が出て参りました。あくまで、化石燃料でございます。地球を絞るようなことをいまやっているような感じですが、これもいつまでも続くとは思えません。こういった中で、技術力がアップしてきまして、太陽光パネル、モジュールが先ほど話になりましたが、どんどん値段が下がってきていると、限度はあると思いますが、そして、風力ですとか、地域の資源として、一戸町では、木質バイオという事で、そのエネルギー供給を来年からということで進んでいますが、大きな流れとして、地域がこれからエネルギーも食料も自給していく手段としては、やはりこれは進めて行く必要があるのかなと。再生可能エネルギーは大いに進める必要があるのかなと思っております。国におきましても、温暖化対策という事で、ある程度の1990年代から二酸化炭素の排出量を減らすというやはりいろんな方策的な行政的なインセンティブな部分もありますし、再生可能エネルギーに持っていく

と謳われています。県におきましても県の温暖化対策ということで、進められておりますけれども、大いにそういった再生可能エネルギーを進める。私の専門でございましたが、森林整備によって二酸化炭素の量を削減していくという風なことになっていきます。解答になったかどうかわかりませんが、大きな流れとしては、私たちの子ども達、子孫に対する責任上、やはりできるだけ地産地消のこの資源を使ってできるだけこの地域でお金を回していくと、そういった考え方からもどんどん進めて行くべきものなのかなというふうに考えております。解答になったかどうかは、わかりませんが私の考えは以上です。

○議長（松浦求君） 7番茶屋隆君。

○7番（茶屋隆君） 私も再生可能エネルギーはこれからの時代、大変大事だと思います。その中で、副町長から説明がありましたけれども、一戸町でもやられるという木質バイオマス。これからの森林活用を考えて行けば、多少は考えて行く必要があると思います。太陽光は確かにブームですが、パネルは何年か後には、交換とか産業廃棄物のような形に残るわけですから、けして、否定するものではありませんが、売電するにしても、価格が下がって一定ではないという事もあるかもしれませんので、太陽光だけにこだわらないで、風力であれ、バイオマスであれ、その辺は対応していかなければならないのかなとおもいますが町長いかがでしょうか。

○議長（松浦求君） 価格がさがってという話もありましたが、町長。

○町長（山本賢一君） 当町は、再生可能エネルギーを推進しているわけですが、鶏糞発電は、着工になっています。太陽光は3つめの企業がきて話は進めておりますが、年々買取価格が下がっているという、それは、コストが下がっておりますので、積算基礎を基に下がっているのもあって、それは、企業としては、それなりのメリットはあると思っておりますし、そういったメリットがあればこそ来て、事業を展開しているものですから、企業の判断に任せたいと思っております。太陽光と風力と推進しております。そういった中で、全体の量も膨大なものでございますので、少しずつ着実に、推進しながらその先には、そういったところも視野に入れて検討してまいりたいと思っております。

○議長（松浦求君） 7番 茶屋隆君。

○7番（茶屋隆君） 風力という話も出ましたけれども、ちらっと風の便りで聞きましたが、ノソウケ峠のあたりに風力発電と言うようなことを聞きましたが、そのような話が町のほうに何かあれば。あるのかどうか。あるのであれば、状況をお聞かせ願えればと思います。

○議長（松浦求君） 総務課長 日山充君。

○総務課長（日山充君） 茶屋議員の風力発電について、お答えしたいと思います。現在、軽米町で風力発電の計画されている予定地として、適当かどうか風量調査をしているところとか、風の量がどのくらいあるとかの調査をしているのが2か所ございます。町営鶴飼牧野の所、民間の業者から依頼があって、そここのところに風量ポールが立っておりますし、あとは、折爪の青森県よりのほう、県立自然公園に入らないところでも風力発電が出来ないかということで、山内地区に風量計、結構な高さの鉄塔が設置されております。新聞の報道によるともうひとつ九戸村と葛巻町の間と言いますか、もや岳のあたり、軽米町の部分は少ないようでしたが、あの辺でも風力発電が出来ないかを検討しているという情報はいただいております。町でもそのような調査をやりたいというお話しはいただいております。実施するのは、民間

の業者ですので、分かりましたという話はしています。

○議長（松浦求君） ほかにございませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） なければ、質疑を打ち切りたいと思います。

○議長（松浦求君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、採決を行います。お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 異議なしと認めます。よって、「議案第2号 軽米町役場庁舎等地下中熱暖房システム建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

○議長（松浦求君） 日程第5「議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。「議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて」総務課長 日山充君。

[総務課長 日山充君 登壇]

○総務課長（日山充君） それでは、議案第3号の提案理由の説明を申し上げます。議案第3号は、次の通り財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。取得する目的は、消防団活動に供するためです。取得する財産は、CD-I型消防ポンプ自動車1台で取得予定価格は、2,030万4,000円です。取得の方法は、岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地14、互光商事株式会社 代表取締役 玉川康介より買入れるものです。なお、配置先は、笹渡地区の6分団2部で納入期限は、平成28年3月4日となっています。また、購入しようとするポンプ自動車の仕様につきましては、配付しております仕様書のとおりでございますが、仕様書の3ページ目をご覧ください。ポンプ自動車の排気量は、2,999CC以上ということで、大きさについては、ここに記載のとおりです。ポンプ、真空ポンプの仕様についても記載のとおりでございます。イメージといたしまして、最後のページに写真を載せてございますが、白黒で大変申し訳ございませんが、このようなポンプ自動車を購入しようというものでございます。以上で説明を終わらせて頂きます。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦求君） 提案理由の説明が終わりました。これから、議案第3号に対しての

質疑を行います。質疑ありませんか。11番 細谷地多門君。

○11番（細谷地多門君） 課長から伺いますが、いま、6分団にポンプ車はいるという。待ち望んだポンプ車とっていますが、その中長期的な計画では、各分団にポンプ車を1台ずつ入れる。長くかかったという思いです。何か要件があって長くかかったものと思います。地域の要望でいま入ることになったのか、又、財政的な面でいままで計画通りにいかなかったとか、例えば、地域でポンプはいらないんだとか、山間部だから小型で対応したほうがいいんだというそういう意見もあったのかお聞かせいただきたい。それから、車は、各分団によっては、大きくて高さもあったり、あまり高さが低いポンプ車もあったり様式があるようですが、選定については、地域と相談しながら、役場も購入する側もこれでは、いかがかということをやとりしての決定なのかその辺の状況をお聞かせ願いたい。もうひとつ、納期が随分と長いように感じますが、先般の除雪車もそうですが、やはり改造車でこのくらいの期間みないと間に合わないというものなのではないでしょうか。その辺、説明願いたい。

○議長（松浦求君） 各分団にポンプ車を入れる計画によってこのようになったか、小型の要請の地域の部から意見が出たかどうか。

○11番（細谷地多門君） 6分団にポンプ車が入るのに長くかかったわけなのでその背景、理由。

○議長（松浦求君） 部とのポンプ車について相談をしているかどうか。納期が長いがこういう状態なのかということ。総務課長。

○総務課長（日山充君） 消防設備の更新につきましては、分団長会議だとかそのような会議で、年度方針にどこを更新していくかという話合いを持たれて、その中で、年次に区切って更新が行われていると聞いておりますし、そのようになっておると思いますが、これまでは、各屯所の整備を優先するという事で、全ての屯所の整備を優先させて実施してきております。今般、軽米町のポンプ自動車、ポンプ積載車含めて、20年以上経過している車が結構多くございます。その中で、各分団に1台は、ポンプ自動車を置くべきではないかとのお話しがございましたことから、今回、6分団2部にポンプ自動車を1台導入しようとしたものでございます。大きさですが、現在そのポンプ自動車を改造するに当たり、昔は、ボンネットがあるタイプとかいろいろなタイプがあったようでございますけれども、現在のポンプ自動車の改造に関しては、この例にお示しした形しかないと聞いておりますが、そのものを導入したいということでお願いするものでございます。納期に関しましても、地域整備課の除雪用トラックの話がございましたが、同じでベースの車を一から作り直していくものですから、このくらいの期間はどうしてもかかるという事で、納期を設定しているものでございます。以上でございます。

○議長（松浦求君） 11番 細谷地多門君。

○11番（細谷地多門君） もう一回聞きますが、過去においてポンプ車が大きくて、屯所に入らなかったという事があって、普通考えられないような、話があって、だったらちゃんと屯所を測ってポンプ車を選べよと。ポンプ車は、入るんでしょうか。検証してのことだと思えますが、今の屯所は、仮に積載がポンプ車になっても利用できる屯所の高さでしょうか。

○議長（松浦求君） 総務課長 日山充君。

○総務課長（日山充君） あとで確認してご報告しますがよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○議長（松浦求君） 総務課長、ではあとで。ほかに質疑ございませんか。ないようですので打ち切りたいと思います。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 次に討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 討論なしと認めます。これから採決を行います。

○議長（松浦求君） お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○議長（松浦求君） 異議なしと認めます。よって「議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦求君） これで、本臨時会の日程は全部終了しました。会議をとじます。これをもって、第3回軽米町議会臨時会を閉会します。

(閉会 午前11時01分)